

府政共生第 1481 号
平成 21 年 11 月 11 日

都道府県自殺対策主管部局長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
付参事官（自殺対策担当）
自殺対策推進室参事官 加藤 久喜
（公印省略）

地域自殺対策緊急強化基金を活用した本年度末に向けた
ハローワークにおける対面型相談支援事業の実施について

地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を活用した対面型相談支援事業については、地域自殺対策緊急強化交付金交付要綱（平成 21 年 6 月 5 日付府政共生 632 号により通知）等に基づき、各地方公共団体において、それぞれの実情に応じて、既に実施の検討等がなされているものと承知しております。

しかしながら、引き続き厳しい経済情勢、とりわけ雇用情勢の下で、本年度末に向けて失業者等の自殺リスクが高まるとの懸念から、内閣府としては、そのような失業者等が集まるハローワークにおいても可能な限りの自殺対策として対面型相談支援事業を実施する必要があると認識しています。そのため、政府部内で調整を進めた結果、下記によりハローワークにおいて基金を活用した地方公共団体による対面型相談支援事業が可能となったところです。

各都道府県におかれては、こうした趣旨をご理解いただき、本年度末及び本年度末に向けて、ハローワークにおいても可能な限りの対面型相談支援事業を実施されるようご協力を要請します。

記

1. 実施主体

本事業は、実施場所となるハローワークの所在する都道府県が実施主体となつて実施するものとします。ただし、政令指定都市及び市区町村が本事業を実施することを妨げるものではなく、その場合には同様の取り扱いをするものとします。

2. ハローワークの協力

(1) 協力の範囲

- ・ 協力ハローワークにおいては、実施都道府県の求めに応じて、事業の実施に必要な会議室等の提供、事業の周知のためのポスター、リーフレット等の掲示、窓口における配布等を行います。
- ・ 詳細については実施都道府県及び協力ハローワークを管轄する労働局間で調整することとします。

(2) 担当部署

- ・ 原則として各労働局職業安定部職業安定課において本事業を担当することとされているので、実施都道府県が必要に応じて同課と連絡調整するものとします。

(3) 各ハローワークへの周知

- ・ 本事業の円滑な実施に資するため、厚生労働省において、「緊急雇用対策を踏まえた取組について」(平成 21 年 10 月 27 日職発 1027 第 3 号)のとおり労働局及びハローワークへの通知を行い、本事業について周知を図っています。

(4) 内閣府による調整

- ・ 事業の実施に際して、実施都道府県及び協力ハローワークを管轄する労働局間で調整がつかず本省レベルの調整が必要な場合には、内閣府自策対策推進室において調整を行うので、適宜ご相談をお願いします。

3. 関係団体への協力要請

各都道府県において事業を実施する場合の相談員の確保に資するため、内閣府において、関係団体への協力要請を行うこととされています。

4. 実施状況の連絡

内閣府において、各都道府県における実施状況等を把握して、必要な協力、運用の見直し等を行うため、次の連絡等をお願いします。

(1) 実施可否等の連絡

本年末及び本年度末に向けた事業実施の可否等について、本年末については 11 月 20 日 (金) までに、本年度末については 12 月 24 日 (木) までに、別紙 1 及び 2 により連絡 (メール、ファックス) をお願いします。

(2) 実施結果の連絡

事業実施後、速やかに別紙 3 により連絡をお願いします。

5. 都道府県単独事業の取扱

基金を活用した事業のほか、都道府県単独事業についても、ハローワークから同様の協力が得られることとなっているので、その場合には2. 及び3. に準じて実施して下さい。

6. その他

- ・ ハローワークの管轄地域と地方公共団体の区域とが一致していないことなどにより、事業の実施に当たり実施地方公共団体の住民以外の失業者等が相談に訪れる場合も予想されますが、その場合にも全ての相談者に対して適切に対応して下さい。
- ・ 政府の緊急雇用対策本部においては、求職中の貧困・困窮者に対する支援態勢の強化として、11月30日(月)の「フロンストップ・サービステイ」(試行)の実施に向けて準備を進めているところですが、この一環として心の健康相談等を実施する場合にはも基金を活用することが可能ですので、ご協力をお願いします。
- ・ 各都道府県におかれは、本事業の趣旨をご理解いただき、管内市区町村への周知方ご協力をお願いします。

以上

年末実施の可否等連絡票

都道府県名： _____

担当部署： _____

担当者氏名： _____

連絡先電話番号： _____

Ⅱ ファックス番号： _____

Ⅲ メールアドレス： _____

■実施の可否：実施（実施の方向で検討中も含む）・実施せず

※以下、実施の場合のみ記入。

・実施日及び時間：

・実施場所（ハローワーク名）：

・実施内容：心の健康相談・生活相談・法律相談・その他（ ）

・実施体制（相談員の人数、資格等）：

・「基金」：活用・活用せず

・その他：※関連イベント、関係団体との連携など、自由記入

連絡期限：11月20日（金）※期限内のご連絡をお願いします。

【担当：連絡先】

内閣府自殺対策推進室 猪股、三上

電話番号：03-3581-1247（直通）

ファクス番号：03-3581-1249

E-mail: kenji.inomata@cao.go.jp

tatsuya.mikami@cao.go.jp

年度未実施の可否等連絡票

都道府県名： _____

担当部署： _____

担当者氏名： _____

連絡先電話番号： _____

Ⅱ ファックス番号： _____

Ⅲ メールアドレス： _____

■実施の可否：実施（実施の方向で検討中も含む）・実施せず

※以下、実施の場合のみ記入。

・実施日及び時間：

・実施場所（ハローワーク名）：

・実施内容：心の健康相談・生活相談・法律相談・その他（ ）

・実施体制（相談員の人数、資格等）：

・「基金」：活用・活用せず

・その他：※関連イベント、関係団体との連携など、自由記入

連絡期限：12月24日（金）※期限内のご連絡をお願いします。

【担当：連絡先】

内閣府自殺対策推進室 猪股、三上

電話番号：03-3581-1247（直通）

ファクス番号：03-3581-1249

E-mail:kenji.inomata@cao.go.jp

tatsuya.mikami@cao.go.jp

実施結果の連絡

都道府県名： _____

担当部署： _____

担当者氏名： _____

連絡先電話番号： _____

Ⅱ ファックス番号： _____

Ⅱ メールアドレス： _____

【実施内容】

- ・ 実施日及び時間：
- ・ 実施場所（ハローワーク名）：
- ・ 実施内容：心の健康相談・生活相談・法律相談・その他（ ）
- ・ 実施体制（相談員の人数、資格等）：
- ・ 「基金」：活用・活用せず
- ・ その他：※関連イベントの来訪者人数（総数に加えて、男女別、年代別等の属性別のデータがあればご提供いただきたい。）、関係団体との連携など、自由記入

【担当：連絡先】

内閣府自殺対策推進室 猪股、三上
電話番号：03-3581-1247（直通）
ファクス番号：03-3581-1249
E-mail:kenji.inomata@cao.go.jp
tatsuya.mikami@cao.go.jp

ハローワークにおける心の健康相談等の実施について

緊急雇用対策(平成21年10月23日緊急雇用対策本部)＜抜粋＞

緊急支援アクションプラン

① 貧困・困窮者支援

＜今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。＞

○「きめ細かな支援策」の展開

・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

※これを受け、平成21年10月27日付けで厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長に対し、地方公共団体からの要請があれば、ハローワークの会議室、相談ブース等の提供を可能とする旨通知している。

ハローワークにおける心の健康相談等(参考例)

●対象者

ハローワークを利用する者

●相談内容及び従事者

①倒産・多重債務に関する相談等：弁護士又は司法書士

②心の健康相談等：保健師等

●実施回数

年末、年度末を中心に、実施可能なハローワークにおいて、月に数回程度実施

●実施方法

ハローワークの待合室の掲示板等に相談会の案内を掲示

待ち時間等にこころの健康チェックリストを記入

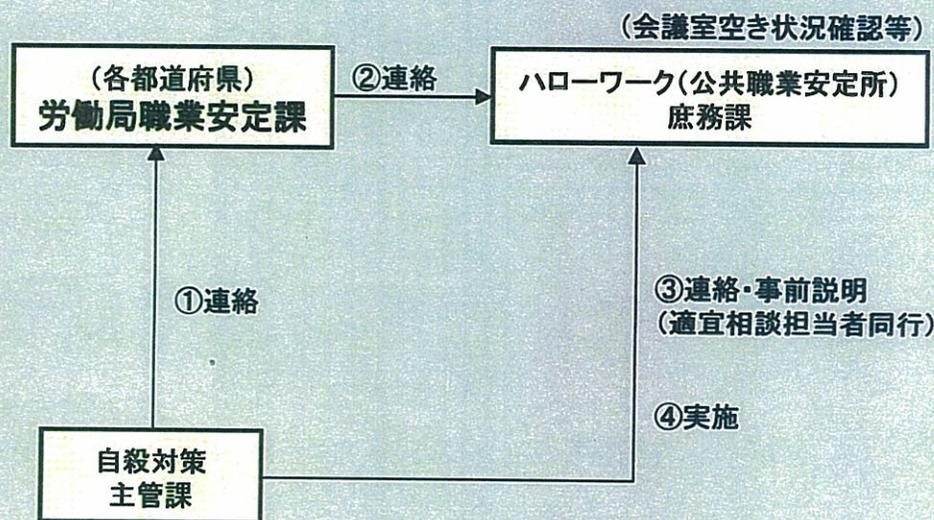
受付担当者が相談趣旨を把握し、相談担当(弁護士又は司法書士、保健師等2人1組)につなげる

※受付担当がいれば、よりスムーズな運営が可能

専門機関の紹介等を実施

※必要に応じ、精神科受診のための無料相談券の発行等

実施に当たっての事前相談等(参考例)



「自殺対策緊急戦略チーム」の立ち上げについて

平成 21 年 11 月 11 日

内 閣 府

1. 趣旨

現下の厳しい自殺の現状を踏まえ、自殺対策を担当する政務三役と有識者からなる「自殺対策緊急戦略チーム」（以下、「戦略チーム」という。）を立ち上げ、当面、年末に向けて、必要な緊急対策及びその効果的な発信方法等について検討を行うとともに、年明け以降も年度末に向けて、対策の進捗状況の検証及び必要に応じて更なる対策等についての検討を行う。

2. 構成等

(1) 戦略チームは、福島内閣府特命担当大臣、大島内閣府副大臣、泉内閣府大臣政務官及び以下の有識者により構成する。

清水 康之 (NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンク代表)

本橋 豊 (秋田大学医学部長)

(2) 戦略チームの会合には、必要に応じて、その他の有識者、関係府省の担当者等の出席を求めることができる。

※第一回会合には、足立勇人氏（日本弁護士連合会副会長）、熊谷直樹氏（東京都福祉保健局障害者施策推進部参事（障害者医療担当））が出席。

「自殺対策緊急戦略チーム」発足のご報告

NPO 法人ライオンク
代表 清水康之

【発足にあたって】

自殺で亡くなった方は、平均して4つの要因を抱えていたことが、私たちの実態調査から分かってきている。単純に言えば、自殺対策を推進する上では、4つの相談機関が連携し、あるいは4つの支援策を運動させる必要があるということだ。

しかし、実際にはそうなっていない。国と自治体の断層、行政内部の縦割り、行政の民間の断絶、民間の中でも専門分野同士の壁があつて、様々な支援策が散り散りになつてしまつている。問題を抱えた人は、切羽詰まつた状態の中で、散り散りになつている相談窓口や支援策の中から、自分が抱えている問題にあつたものを自力で探し出し、それらにたどりつかなければならぬ状況にある。

そのため、多くの問題を抱えている人ほど、支援にたどりつくためのコスト（時間や労力）がふくらみ、結果として支援策から遠ざかるという社会的ジレンマが起きてしまつていいる。実際に私たちの調査からは、自殺で亡くなった方の72%もが、どこかの専門機関に事前に相談に行つていたことも分かつている。一箇所の専門機関にはたどりついていないに、そこだけで支援が途切れてしまい、結果的には「生きる道」を断念せざるを得ない状況に追いやられて亡くなつていいるということだ。

国は、自殺の多くは「追い込まれた末の死」であるとして、自殺対策基本法を作り、社会全体で自殺対策という「生きる支援」を展開していこうとしているのだから、こうした社会的ジレンマを解消していかなければならない。これまでの「支援者本位の対策」から、「当事者本位の対策」へと切り替えていき、社会の中で散り散りになつていいる支援策や相談窓口を、物理的（コンストツプサービス）にも、また情報面においても、当事者のニーズに合わせる形で整理（パッケージ化）していかなければならないのである。

自殺対策緊急戦略チームでは、ぜひともそうした「当事者本位の自殺対策＝生きる支援」を展開していくための枠組みを作つていきたい。あわせて、この年末、年度末と、社会経済的な要因を切っ掛けにして自殺に追い込まれる人が増えかねない状況というのが、すでに予測できているわけだから、打てる手はすべて打つという覚悟で、緊急的な対策を迅速に進めてきたい。

【当面の活動内容】（「1105 初会合」にて）

- 11月30日（および12月以降）の「コンストツプ・サービス・デイ」において、緊急雇用対策と自殺対策とを運動させること
- 11月中旬に、年末、年度末に向けた「緊急的な自殺総合対策」をまとめること
- 関係省庁の中に埋もれている様々なデータを地域の対策に活用できるようにすること
- 自殺対策の推進体制を見直すこと

【11月30日の「ワンストップ・サービス・デイ」実施について】

- ①「支援者本位」から「当事者本位」の対策に移行できるかの試金石
- ②現在、緊急雇用対策では、東京・大阪・愛知において、生活総合相談を含めて調整中
- ③自殺対策においては、まず「心の健康相談」と「法律の無料相談」に絞って展開
- ④ただし、東京・大阪・愛知に限らず、全国のハローワークを拠点にして展開できないか

【実施主体】 都道府県が主体となって実施（調整役を担う）

【関係機関】 1) ハローワーク（10月23日発表の緊急雇用対策要領で通知済み）

2) 地域自治体（全国市長会に申入れ予定）

3) 保健所（全国保健所長会に申入れ予定）

4) 精神保健福祉センター（全国精神保健福祉センター長会に申入れ予定）

5) 弁護士会（すでに調整中）

6) 司法書士会（すでに調整中）

【ハローワークでの実施に際して】

・ハローワークのスペース的な制約を考慮して実施する必要がある

■スペース的に問題がない場合：ハローワークの会議室等を使って実施

■スペース的に支障をきたす場合

→ 近くにある公共施設で実施（ハローワークに周知の看板）

→ ハローワークに案内人を立てて自治体の庁舎などで実施

【後方支援】

・自殺対策緊急戦略チームとしても全面支援にあたる

・弁護士会や司法書士会との調整

・啓発面でのアドバイスなど

【財源】

・自殺対策基金を活用